

各論(3)公益信託の終了等に関する検討

第1 公益信託の終了事由について

1 現行法の規律

(1) 公益信託制度

公益信託法第9条は、「公益信託ノ終了ノ場合」における公益信託の継続について定めているが、公益信託の終了事由を直接規定した規定はない。

信託法第163条第1号から第9号は、通常信託の終了事由を以下のとおり規定している（以下の①から⑨の番号は、同条の号数に対応したものである。）。

- ① 信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき
- ② 受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が1年間継続したとき
- ③ 受託者が欠けた場合であって、新受託者が就任しない状態が1年間継続したとき
- ④ 受託者が信託法第52条（信託財産が費用等の償還等に不足している場合等の措置に関する規定〔同法第53第2項及び第54条第4項において準用する場合を含む。〕）により信託を終了させたとき
- ⑤ 信託の併合がされたとき
- ⑥ 信託法第165条（特別の事情により信託の終了を命ずる裁判）又は信託法第166条（公益の確保のための信託の終了を命ずる裁判）により信託の終了を命ずる裁判があったとき
- ⑦ 信託財産についての破産手続開始の決定があったとき
- ⑧ 委託者が破産手続開始の決定等を受けた場合において、破産法53条第1項等の規定による信託契約の解除がされたとき
- ⑨ 信託行為において定めた事由が生じたとき

また、信託法第164条第1項は、委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、信託を終了することができる」と規定している。

なお、税法上の特定公益信託及び認定特定公益信託においては、「当該公益信託は、合意による終了ができないものであること」

が税制優遇を受けるための要件とされている（所得税法第78条第3項、所得税法施行令第217条の2第1項第2号）。

実務上、信託契約において、公益信託は、①信託目的が達成された時又は達成が不能となったとき、②信託財産が消滅したときに、信託管理人の承認を得て終了すると定められる（その場合、受託者は直ちに主務官庁及び運営委員会に報告しなければならない。）ことが多いようである（参考資料13）。

(2) 公益法人制度

公益法人法には、公益財団法人固有の解散事由を直接定めた規定はない。

一般法人法第202条第1項は、一般財団法人の解散事由を以下のとおり定めている（以下の①から⑥の番号は、同条の号数に対応したものである。）。

- ① 定款で定めた存続期間の満了
- ② 定款で定めた解散の事由の発生
- ③ 基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能
- ④ 合併（合併により当該一般財団法人が消滅する場合に限る）
- ⑤ 破産手続開始の決定
- ⑥ 一般法人法第261条第1項（解散命令）又は第268条（解散の訴え）による解散を命ずる裁判

また、一般法人法第202条第2項及び第3項は、一般財団法人の純資産額が2期連続して300万円を下回った場合等を一般財団法人の解散事由としている。

2 検討

- (1) 現行公益信託法には、公益信託の終了事由を定めた規定はないことから、原則として信託法における信託の終了事由に係る規定が公益信託についても適用されることになる。
- (2) まず、信託の一般的な終了事由を規定した信託法第163条第1号から第9号までの規定は、公益信託についても原則として適用されるが、信託法第163条の終了事由のうち、同条第2号の事由（受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が1年間継続したとき）については、目的信託においては受託者が「受益権」の全部を固有財産で有する状態が想定し得ないことから、その終了事由にはなり得ないと解されており、目的信託の一類型である公益信託についても同様と解される。

新たな公益信託法においても、信託法第163条第2号の終了事由は、従前のとおり、公益信託の終了事由にはなり得ないとの解釈を維持すべきである（明示的に規律するまでの必要はない）と考えられるが、どうか。

- (3) 次に、信託法第164条第1項の終了事由（委託者と受益者の合意による終了）について、同法第261条は、同法第164条第1項の「受益者」が目的信託には存在しないことを前提としつつ、目的信託の委託者は、いつでも（信託管理人が存する場合には委託者と信託管理人との合意により）、信託を終了することができる」と規定している。

新たな公益信託制度においては、公益信託も目的信託の一類型であることを前提として、信託法第164条第1項に基づく委託者の終了の意思表示等を公益信託の終了事由とすべきである（目的信託と同様に、信託法第261条及び第164条第1項が適用されることを明示すべきである）という考え方もあり得る。

他方、旧信託法においては、信託利益の全部を享受する委託者の一方的解除権を認めていた旧信託法第57条から第59条までの規定は公益信託には適用されず、委託者及び受託者の合意による終了もできないとする見解が多数説であったこと（なお、実務上、主務官庁は私人を帰属権利者とする公益信託の引受けを許可しないので、公益信託の設定者＝委託者と、信託利益の帰属権利者との利益対立の関係は生じず、信託法が定める客観的な終了事由の存否が問題となるにすぎない。）に加え、税法上の特定公益信託及び認定特定公益信託は当事者の合意による終了を禁じていることからすれば、新たな公益信託制度において、委託者自らが公益信託終了の意思表示をすること又は委託者と信託管理人と受託者が公益信託終了の合意をすることを公益信託の終了事由とすべきではない（目的信託と異なり、信託法第261条及び第164条第1項が適用されないことを明示すべきである）という考え方もあり得る。

これらの点について、どのように考えるか。

第2 可及的近似則（シ・プレ原則）を維持すべきか。仮にこれを維持するとした場合、どのような規律とすべきか。

1 現行法の規律

(1) 公益信託制度

現行公益信託法第9条は、「公益信託ノ終了ノ場合ニ於テ帰属権

利者ノ指定ニ関スル定ナキトキ又ハ帰属権利者ガ其ノ権利ヲ放棄シタルトキハ主務官庁ハ其ノ信託ノ本旨ニ従ヒ類似ノ目的ノ為ニ信託ヲ継続セシムルコトヲ得」と定めている。

英米信託法には、そのままでは公益信託が終了するか、意義をもたない状態になった場合に、本来の公益信託の趣旨に可能な限り近い代替目的を見いだして信託の存続を図るとの可及的近似則（シ・プレ原則）があるが、現行公益信託法第9条は、①公益信託が終了し、②信託財産の帰属権利者の指定がないか、指定された帰属権利者がその権利を放棄したときに、主務官庁が従前の信託を継続させることを認めているもので、シ・プレ原則に基づく規定であると解されている（英米のシ・プレ原則は、公益信託の継続にとどまらず、残余財産の類似目的のための処分を認めるものであり、現在の公益信託契約ではそれに沿った条項（公益信託終了の際に残余財産がある場合には、受託者が主務官庁の許可を得て国若しくは地方公共団体又は当該公益信託の目的に類似の目的を有する他の公益信託に残余財産を寄付するものとする旨の定め）が設けられていることが多い（参考資料13）ことから、本資料では、公益信託の継続にとどまらず信託財産の処分を含む法理がシ・プレ原則であることを前提として以下の論点について検討する。).

（注）可及的近似則（シ・プレ原則）は、一般的には、「当事者の意思を証書の文言どおりに実現することが不可能又は違法である場合、当事者の意思を可能な限り実現できるようにその証書を解釈する」というエクイティ上の原則を指す（英米信託法辞典60-61）。

また、税法上の特定公益信託及び認定特定公益信託では、公益信託の終了の時における信託財産が国若しくは地方公共団体に帰属し、又は当該公益信託が類似の目的のための公益信託として継続するものであることが信託行為において明らかであることが税制優遇を受けるための要件とされている（所得税法第78条第3項、所得税法施行令第217条の2第1項）。

(2) 公益法人制度

一般法人法第239条は、一般財団法人の残余財産の帰属に関し、①その帰属を定款で定めた場合には定款の定めるところにより（同条第1項）、②その帰属を定款で定めていない場合には清算法人の社員総会又は評議員会の決議により定めるところにより

(同条第2項)、③①及び②によって定まらない場合には国庫に帰属する(同条第3項)旨規定している。

また、一般法人法第153条第3項第2号は、一般財団法人の定款において、設立者に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨を定めた場合、その定めは効力を有しないことを規定している。同号は、上記のような定めは、剰余金の分配を目的としない法人であるという一般財団法人の基本的性格に反するものであるし、また、設立者は設立時に一定の財産の拠出をする者であって、このような定めを許容すると、設立者が法人の資産に対する持分を有する仕組みに類似し、営利法人との区別が不明確となることを考慮して設けられた規定である(一問一答111頁、159頁)。

公益認定法第5条第17号は、一般財団法人が公益認定を受けるための要件として、公益認定が取消された場合等には、公益認定後に取得、形成した公益目的事業のために使用、処分すべき財産のうち、未だ費消、譲渡していないものの額(公益目的取得財産残額)に相当する額の財産を、類似の事業を目的とする他の公益法人等に対して贈与する旨を定款で定めていることを挙げている。そして、公益認定法第30条第1項は、公益認定が取り消された場合等には、取消し等の日から1か月以内に定款で定めることにより他の公益法人等に対して贈与を行わせ、期限内に贈与されない場合には、国又は都道府県に贈与する旨の契約が成立したものとみなして国等に贈与させる仕組みを設けている。

また、公益認定法第5条第18号は、一般財団法人が公益認定を受けるための要件として、当該法人が清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び地方独立行政法人等の一定の法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めていることを挙げている。

これらは、公益法人の財産は、公益目的事業が実施されることを期待した国民からの寄付等により、取得、形成されたものであることから、公益認定を取り消された場合や、公益法人が解散した後に残余財産がある場合には、これを公益目的事業のために使用、処分することが、寄付者等の意思に沿うものと考えられることから設けられた規定である(一問一答211～212頁)。

なお、公益法人制度改革以前の旧民法は、旧公益法人について、①解散した公益法人の財産は、定款又は寄付行為で指定した人に帰属し（旧民法第72条第1項）、②定款等で帰属権利者を指定しなかった場合又は指定する方法を定めなかったときは、理事は、主務官庁の許可を得てその法人の目的に類似した目的のためにその財産を処分することができるとし（同条第2項）、更に、③上記①又は②の定めによって処分することができない財産については国庫に帰属するものとしていた（同条第3項）。

このように、旧公益法人の保有する解散時の残余財産については、類似公益目的のために寄付するなど、所管官庁の指導監督の下、シ・プレ原則に則り運用されていた。また、このような運用を前提に、旧公益法人は寄付や税制優遇を受け、その財産を形成していた（一問一答274頁）。

2 検討

(1) 新たな公益信託制度において、シ・プレ原則を維持すべきか。

シ・プレ原則は、いったん公益のために供された財産は、出捐者の意思に反しない範囲内で、最大限にその効用を発揮させるべきとの考えに基づくものであり、公益信託の特色の一つをなす原則であるところ、このような考え方は正当であると考えられることから、新たな公益信託制度においても、シ・プレ原則を維持すべきであり、同原則に基づく現行公益信託法第9条の規律を原則的に存続させることが相当であるとの考え方があり得る。

もともと、公益財団法人について清算をする場合に残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは国又は地方公共団体等に帰属させる旨を定款で定めていることが公益認定を受けるための要件とされた（公益認定法第5条18号）一方、主務官庁の関与する公益法人解散時の残余財産の当該法人の目的に類似した目的のための処分に関する規定（旧民法第72条第2項）が削除されたことにかんがみると、新たな公益信託制度においても、公益認定法第5条18号を参考に、公益信託終了時の残余財産が国又は地方公共団体等に帰属する旨の定めを信託行為に置くことを公益信託の認定を受けるための要件とした上で、シ・プレ原則に基づく現行公益信託法第9条の規律は廃止すべきであるとの考え方があり得る。

なお、前記第2の1(1)のとおり、現在の公益信託の実務では、公益信託終了の際に残余財産がある場合には、受託者が主務官庁

の許可を得て国若しくは地方公共団体又は当該公益信託の目的に類似の目的を有する他の公益信託に残余財産を寄付するものとする旨の定めが信託契約に置かれていることが多いようである。

この点について、どのように考えるか。

- (2) 仮に、シ・プレ原則を維持する場合、その適用場面を「公益信託ノ終了ノ場合」に限るべきか。

現行公益信託法第9条は、シ・プレ原則が適用されるのは、公益信託の終了の場合であると規定している。

新たな公益信託制度においても、現行公益信託法第9条の文言を採用し、シ・プレ原則が適用される場合は、公益信託の終了の場合に限るべきとの考え方があり得る。

他方、新たな公益信託制度においては、シ・プレ原則が適用される場合を公益信託が終了した場合に限定することは狭きに失し、そのままでは公益信託を存続させることが困難な場合や、公益信託がその要件を満たさなくなったなどの理由により公益信託の認定が取り消された場合にも、シ・プレ原則が適用されるようにすべきとの考え方があり得る。

これらの点について、どのように考えるか。

- (3) 仮に、シ・プレ原則を維持する場合、その適用を決する主体の権限を「信託ノ本旨ニ従ヒ類似ノ目的ノ為ニ信託ヲ継続セシムルコト」に限るべきか。

現行公益信託法第9条は、シ・プレ原則の適用の主体の権限を、当該信託を類似の目的の信託として継続させることに限定している。

新たな公益信託制度においても、現行公益信託法第9条の文言を採用し、シ・プレ原則の適用を決する主体の権限を、類似の目的のために公益信託を継続させることに限るべきであるとの考え方があり得る。

他方、新たな公益信託制度においては、公益の実現に向けて拠出された財産の効果を最大限発揮させるというシ・プレ原則の趣旨から、シ・プレ原則の適用を決する主体の権限を、類似の目的のために公益信託を継続させるだけでなく、終了する公益信託の残余財産を国又は地方公共団体若しくは当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託に寄付（処分）する権限を与えるべきであるとの考え方があり得る。

この点について、どのように考えるか。

(4) 仮に、シ・プレ原則を維持する場合、その適用を決する主体はどのような者とするのが適切か。

現行公益信託法第9条は、シ・プレ原則の適用を決する主体を主務官庁としているが、新たな公益信託制度において、仮に主務官庁による許可制・監督制が廃止され、かつ、シ・プレ原則が維持された場合、シ・プレ原則の適用を決する判断を行う主体としては、①現行法下において公益信託の許可・監督を行っている主務官庁、②新たな公益信託制度の下で統一的に公益信託の認定・監督を行う行政庁、③新たな公益信託制度の下で統一的に公益信託の監督のみを行う行政庁、④上記①から③までの行政庁以外の機関が考えられる。

なお、現行公益信託法第9条のように、行政庁が類似の目的を選定・命令する制度は主務官庁制度を前提とした仕組みであるといえることから、新たな公益信託制度において、仮にシ・プレ原則を維持する場合であっても、その具体的な制度設計については、現行の規定・権限から離れて検討すべきであり、例えば、①信託行為で一定の枠組みを定め、②受託者又は信託管理人が具体的に選択する（③行政庁が認可等する）という規定を置くべきであるとの考え方もあり得る。

これらの点について、どのように考えるか。

第3 公益信託の終了時における残余財産の帰属権利者を信託行為で委託者又はその相続人と定めることの可否等について、どのように考えるか。

1 現行法の規律

(1) 公益信託制度

前記第2の1(1)記載のとおり。

なお、現行公益信託法第9条の「帰属権利者」とは、信託法第182条第1項第2号の「信託行為において残余財産の帰属すべき者」であると解される（信託法第182条第1項は、信託終了時の残余財産は、①信託行為において残余財産の給付を内容とする受益債権に係る受益者となるべき者として指定された者、②信託行為において残余財産の帰属すべき者としているが、公益信託においては、受益者の定めがないことから、上記②のみが適用される。）。

信託法第182条第2項は、信託行為に帰属権利者の指定に関する定めがない場合等には、信託行為に委託者又はその相続人その他

の一般承継人を帰属権利者として指定する旨の定めがあったものとみなす旨規定している。また、信託法第182条第3項は、前2項の規定により残余財産の帰属が定まらないときは、残余財産は、清算受託者に帰属すると規定している。

(2) 公益法人制度

前記第2の1(2)記載のとおり。

2 検討

(1) 公益信託の終了時における残余財産の帰属権利者を信託行為で委託者又はその相続人と定めることの可否について

現行公益信託法第9条は、公益信託の終了の場合に、「帰属権利者ノ指定ニ関スル定メナキトキ」と規定しており、公益信託の信託行為において残余財産の帰属権利者の定めを置くことができることを前提としている。

また、現行公益信託法第9条は、帰属権利者の範囲を限定していないことから、誰を公益信託の残余財産の帰属権利者として指定するかは、主務官庁の監督の下、原則として、委託者（及び受託者）の判断に委ねられているものと考えられるが、特定公益信託及び認定特定信託を成立させるためには、信託行為において公益信託終了の場合の帰属権利者を国又は地方公共団体等とすることが要求されている。

この点は、前記第2の論点と関連し、新たな公益信託制度において、シ・プレ原則を採用せず、現行公益信託法第9条の規律を廃止し、公益信託終了時における残余財産を国又は地方公共団体等に帰属させることを信託行為で定めることを公益信託の要件とすべきとする考え方を採用した場合には、公益信託の信託行為で残余財産の帰属権利者を委託者又はその相続人と定めることはできないことになる。また、公益信託は長期にわたって継続することが予定されているものであり、当該公益信託の委託者又はその相続人としては、公益信託が終了して信託財産が手元に戻ってくることを期待していないのが通常であるといえ、委託者又はその相続人を帰属権利者として指定することを認めることは、これらの者に予想外の利益を享受させる結果となり相当でないことに加え、税法上の特定公益信託及び認定特定公益信託においては、公益信託が終了した場合、その信託財産が国・地方公共団体に帰属し、又は類似の目的のための公益信託として継続するものであることが信託行為において明らかであることが要件とされており、私人を帰属権利者として指定

することが許容されていないこと、一般財団法人においては、設立者に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨を定款で定めてもその定めは効力を有しないとされていることも踏まえると、新たな公益信託制度においては、信託行為により、委託者又はその相続人を帰属権利者として定めることを禁止する規律を設けるべきであるという考え方があり得る。

そして、公益信託の中には、いわゆる募金型の公益信託のように、信託目的に賛同した者が寄附した金銭を信託財産に組み入れることを予定したものがあるところ、このような公益信託において帰属権利者に残余財産を取得させてしまうと、公益活動のために出捐した寄附者の意思が実現されないことになることからすれば、新たな公益信託制度においては、少なくとも、募金を受け入れることを予定している公益信託については、信託行為により定められる残余財産の帰属権利者の範囲を、国又は地方公共団体若しくは類似の目的を有する公益法人又は公益信託等に限定すべき(そのことを公益信託の認定を受ける要件とする、あるいは、委託者又はその相続人を帰属権利者として定めることを禁止する規律を設けるべき)であるという考え方もあり得る。

他方、一定の期間が経過した後、委託者が指定した者(委託者又はその相続人等)に公益信託の残余財産を帰属させることを可能とすることは、所有財産を公益目的のために一時的に使用したいと考える委託者にとって便宜であり、公益信託の促進にもつながる上、委託者が当初から一定の期間に限って公益信託として財産を拠出し、その一定期間経過後は自己の側に再び財産が戻ってくるように定めることは、委託者又はその相続人等に予想外の利益を与えるものではないといえることからすれば、新たな公益信託制度において、当初から一定の期間経過によって委託者又はその相続人に信託財産が戻ることが明確に計画されている場合には、信託行為により、残余財産の帰属権利者を委託者又はその相続人と定めることを許容すべきという考え方があり得る。

これらの点について、どのように考えるか。

- (2) 信託の終了時に信託行為に定めた帰属権利者がいない場合又は帰属権利者がその権利を放棄した場合で、シ・プレ原則によっても信託の継続が困難なときには、信託財産は委託者又はその相続人に帰属するものとすべきか(信託法第182条第2項が新たな公益信託制度において適用されることにすべきか。)

信託法第182条第2項は、信託行為に残余財産の帰属権利者の指定に関する定めがなく、また、帰属権利者として指定された者のすべてがその権利を放棄した場合、信託行為に公益信託の委託者又はその相続人その他一般承継人を帰属権利者として指定する旨の定めがあったものとみなす旨規定しているが、現行公益信託法第9条には、「帰属権利者」としか定められていないから、同条の「帰属権利者」には、信託行為の定めによって指定された帰属権利者(指定帰属権利者)だけでなく、信託法第182条第2項が規定する委託者又はその相続人等の帰属権利者(法定帰属権利者)もこれに含まれると解する余地がある。

しかし、公益信託の信託行為で帰属権利者の定めを置かない場合の委託者の意思は、前記(1)と同様、拋出した財産が自己又はその相続人に戻ることを通常予期しておらず、当該財産を公益目的のために長く利用してもらうことを欲しているとするのが合理的である。また、公益信託の中には、税制上の優遇措置を受けるものもあり、残余財産を委託者又はその相続人に戻すとすることは、これらの者に予想外の利益を享受させることにもなりかねない。旧信託法下においては、信託法第182条第2項に相当する旧信託法第62条は公益信託に適用されないとの見解が多数であり、現行公益信託法第9条は信託法第182条第2項の規定の特則であると考えられていることからすれば、新たな公益信託制度においても、信託法第182条第2項の規定は適用されない(当初の信託行為で帰属権利者の定めを置いていない場合には、委託者又はその相続人に残余財産が戻ることではない)とすることが相当であると考えられるが、どうか。また、信託法第182条第2項の規定が公益信託には適用されないことを明示する規律を設ける必要性について、どのように考えるか。

- (3) 帰属権利者の指定に関する定めがないか、帰属権利者として指定された者のすべてがその権利を放棄した場合で、シ・プレ原則により類似目的の公益信託等としての継続も困難なときに、残余財産を清算受託者に帰属させるべきか(信託法第182条第3項が新たな公益信託制度において適用されることにすべきか。)

新たな公益信託制度において、帰属権利者の指定に関する定めがないとき等における委託者の意思は、当該財産を公益目的のために長く使用して欲しいと考えているとみるのが合理的であり、仮に公益信託が終了する場合でも清算受託者に予想外の利益を享受させ

る必要がないことは委託者又はその相続人についていえるところと同様であることからすれば、公益信託の残余財産が信託法第182条第3項の清算受託者に帰属することはないとすることが相当であると考えられるが、どうか。また、信託法第182条第3項の規定が公益信託には適用されないことを明示する規律を設ける必要性について、どのように考えるか。

また、旧信託法下においては、旧民法第72条第3項に準じて国庫帰属を認めるべきとの見解や信託法第182条第2項に相当する旧信託法第62条の類推適用により委託者への財産復帰を認めるべきとの見解があったこと、一般社団法人法第239条は、定款等により帰属が定まらない残余財産は国庫に帰属すると定めていることにかんがみ、新たな公益信託制度においては、予め信託行為によって残余財産の処分の方法を定めておらず、類似目的の公益信託としての継続も困難な場合には、公益信託の残余財産は国に帰属するとの規律を置くべきとの考え方があり得る。

これらの点について、どのように考えるか。

第4 公益信託から私益信託への転換の可否等について、どのように考えるか。

1 現行法の規律

(1) 公益信託制度

現行公益信託法には、公益信託から私益信託への転換の手続等を定めた規定はない。

なお、公益信託から私益信託への転換に関する規定ではないが、信託法第258条第2項は、目的信託においては、信託の変更によって受益者の定めを設けることはできないと規定し、同条第3項は、受益者の定めのある信託においては、信託の変更によって受益者の定めを廃止することはできないと規定している。

(2) 公益法人制度

公益財団法人が公益目的事業全部を譲渡した場合（公益認定法第24条第1項第2号）、公益目的事業全部を廃止した場合（同条同項第3号）には当然に公益認定の効力が失われると解されている（一問一答222頁）。

2 検討

(1) 公益信託と私益信託の結合・連続を認める信託の類型としては、次のような形態が考えられる。

① 公益先行信託 (charitable lead trust)

信託設定者（委託者）が公益信託を設定し、一定の期間、信託財産の一部を公益目的のために給付するが、一定期間経過後は、委託者又は委託者の指定した者（非公益私人）のための私益信託となるもの

② 残余公益信託 (charitable remainder trust)

信託設定者（委託者）が私益信託を設定し、一定の期間（委託者の生存中など）、信託財産の一部を委託者又は委託者の指定した者（非公益私人）のために用いるが、一定期間経過後は、あらかじめ定めていた公益目的のための公益信託となるもの

アメリカにおいては、税制上の優遇措置を受けられる類型の信託として、上記のような類型に属する信託が発達しており、広く利用されているといわれている。

なお、アメリカの公益先行信託には、一定期間経過後、信託は終了し、委託者又は委託者の指定した個人が残余公益財産を受領する形態もあるようである。

(2) これらの類型の信託では、委託者は純粋に公益を追求しているとはいえないが、将来的な公益信託の利用を促進する見地から、新たな公益信託制度においては、公益信託と通常的信託（受益者の定めのある私益信託）との相互転換を認めるべきであるとの考え方があり得る。

他方、通常的信託（受益者の定めのある私益信託）と受益者の定めのない信託とでは規範が大きく異なるため、法律関係の錯綜を防止する観点から、信託法上、受益者の定めのない信託から通常的信託との間の相互転換はいずれもできないこととされている（信託法第258条第2項、第3項）ことに加え、特定公益信託及び認定特定公益信託に税制優遇が認められている理由は、信託財産がすべて公益目的のために利用されることを前提としていることにあることにかんがみると、新たな公益信託制度においては、公益信託と通常的信託（受益者の定めのある私益信託）との相互転換を認めるべきではないとの考え方があり得る。

なお、公益信託と私益信託の複合型の信託の一部は、通常的信託（受益者の定めのある私益信託）として構成することによりその目的を達成することが可能であると考えられる。例えば、通常的信託の信託行為において、受益者への給付がされない期間中はある大会で一定の好成績をあげた者に給付をするという定めをし

ていた場合、好成績をあげた者は受益者ではないから、公益目的の達成の後に、通常の信託（受益者の定めのある私益信託）を利用することが可能といえる。もっとも、当該信託には受益者の定めがある以上、厳密な意味での公益信託には当たらないし、税制優遇も受けることはできないと解される（村松秀樹・富澤賢一郎・鈴木秀昭・三木原聡著「概説新信託法」〔以下「概説新信託法」という。〕 380頁）。

これらの点について、どのように考えるか。